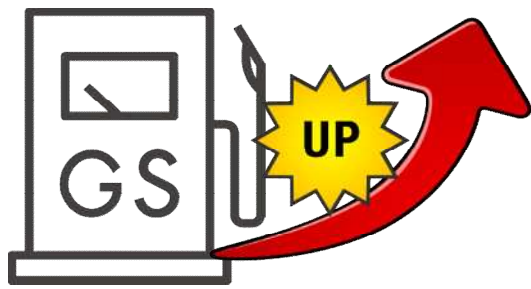


燃料費高騰対策事業



流山市運送事業者 継続支援金

ガソリン等の価格高騰により、経費増加の影響を受けている流山市内の運送事業者を対象として、その影響を緩和し事業継続を支援します。

申請期限 2023年2月28日 (火)

支援金の額

- (緑ナンバー) 普通貨物・小型貨物・牽引車・霊柩車・貸切バス 1台あたり 2万円
(黒ナンバー) 軽貨物自動車・事業用自動二輪車(緑二輪) 1台あたり 1万円
被牽引車は対象外となります。 1営業所等の上限は100万円です。

交付対象者

次のいずれにも該当する市内運送事業者
「一般貨物自動車運送事業」、「特定貨物自動車運送事業」、「貨物軽自動車運送事業」、「一般貸切旅客自動車運送事業」を営む事業者であること。
2022年9月15日時点で千葉県運輸支局に登録されている流山市内営業所等に登録のある事業用車両を有していること。
登録台数については、千葉運輸支局のデータと突合させていただきます。

交付要件

2022年11月18日時点で当該事業を営んでおり、2023年4月以降も引き続き流山市内で当該事業を継続する意思があること。
既に廃業している場合、休業中で営業再開の予定がない場合は対象外となります。
流山市税の滞納がないこと。
代表者(法人は役員を含む。)が暴力団又は反社会勢力に属していないこと。また、暴力団等が経営に事実上参画していないこと。

申請書類等(用意するもの)

- 流山市運送事業者継続支援金交付申請書兼請求書(第1号様式)
- 対象車両明細書(別紙1)
- 誓約書(別紙2)
- 市内に事務所等がある運送事業者であることがわかる許可書等の写し
- 申請に係る事業用自動車の自動車検査証等の写し

については、商工振興課ホームページからダウンロードできます。

振込先の口座名義が申請者と異なる場合は、振込にかかる委任状が必要となります。

そのほか必要に応じて、追加書類の提出及び説明を求める場合があります。

お問合せ

流山市役所 商工振興課
☎ 04-7150-6085

流山市 運送事業支援金

検索